

モニタリング実施報告書

令和8年度（任意・定期）（指定管理者・本市）モニタリング実施報告書

施 設 名	那覇市首里金城村屋
所 在 地	那覇市首里金城町2丁目7番地
指定管理者	名 称 首里金城町自治会 代表者 玉那覇 元 住 所 那覇市首里金城町2-34 電 話 090-1348-2070
指定期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年度間）
モニタリングの実施方針・方法等	本施設の管理運営業務の確認にあたっては、管理運営状況を実績報告書、実地調査、利用者アンケート調査、指定管理者へのヒヤリング等により把握する。
担当部課（問合せ先）	那覇市 都市みらい部 都市計画課 都市デザイングループ TEL：098-951-3246 内線2351 E-mail：t-tosi001@city.naha.lg.jp

モニタリング総合コメント（指定管理者・本市）

観光客等の利用者や町内利用者の声として当施設の清潔感が好評であり、清掃・巡回等の施設管理が良好に行われている。収支は黒字を達成している。

今後の業務改善等に向けた方針（指定管理者・本市）

- 1 改善・是正事項
なし
- 2 課題事項
なし
- 3 最重要事項
なし
- 4 その他
なし

1 基本的考え方及び管理体制
那覇市首里金城村屋条例第1条に「首里金城地区の歴史文化の伝承と観光振興を図り、また地域住民のふれあいの場とする」ことを施設の設置目的に掲げており、観光客の休憩所および地域のコミュニティ活動の場として利用できるよう、利用スケジュールを適切に管理し、平等な利用に努めている。 施設の管理体制については、常駐職員の配置ではないが、自治会役員や近隣の自治会員による定期巡視管理・清掃を行っており、悪天候時や災害等の緊急時にも対応している。
2 公の施設のサービス向上及び経費削減
当施設は首里金城地区の地域の集会所として、また、観光客の休憩所として活用されており、施設利用のスケジュール管理を自治会長が行っている。 地域のコミュニティ活動が行われていない時間帯にCM撮影や写真撮影等への利用を許可し、多くの方に利用されている。 施設は定期巡視管理等を実施することで人件費を抑えている。
3 団体の概要及び管理運営能力（経営状態）
首里金城町自治会は、施設建設当初の平成8年から本市より管理委託を行っており、平成18年からは指定管理者として、長きに渡り同施設に関する運営実績を有している。 年度当初に作成した収支計画に沿って、指定管理料と利用料金収入の範囲で管理運営を行っており、令和7年度の収支は、+110,255円である。